

2022年7月22日

吸収分割に係る事後開示書面

大阪府東大阪市岩田町二丁目3番1号
タツタ電線株式会社
代表取締役社長 山田 宏也

兵庫県加東市河高黒石355-39
タツタ立井電線株式会社
代表取締役社長 浅野 誠司

大阪府藤井寺市国府2-4-56
中国電線工業電線株式会社
代表取締役社長 林 晋也

タツタ電線株式会社（以下「タツタ電線」といいます。）、タツタ電線の完全子会社であるタツタ立井電線株式会社（以下「タツタ立井」といいます。）およびタツタ電線の完全子会社である中国電線工業株式会社（以下「中国電線」といいます。）は、2021年10月26日付でタツタ電線とタツタ立井およびタツタ電線と中国電線との間でそれぞれ締結した吸収分割契約書（以下「吸収分割契約」といいます。）に基づき、2022年7月1日をもって、タツタ立井および中国電線を吸収分割会社、タツタ電線を吸収分割承継会社とし、吸収分割の方法により、タツタ立井および中国電線が行う原材料調達および製品販売に関する事業に関して有する権利義務の一部をタツタ電線に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号、同法第801条第3項第2号および会社法施行規則第189条により開示すべき事項は、下記のとおりです。なお、本書記載事項のうち、写しである書類についてはすべて原本の写しに相違ありません。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2022年7月1日
2. 吸収分割会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求および債権者の異議の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 吸収分割会社における株主の差止請求（会社法第784条の2）
本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当することから、同法第784条の2但書に基づき株主による差止請求は認められておりません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当することから、同法第785条第1項第2号により、同条に規定する手続きは実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

タツタ電線は新株予約権を発行していないため、会社法第787条に規定する手続きは実施しておりません。

(4) 債権者の異議（会社法第789条）

本吸収分割では、タツタ立井および中国電線の債務をタツタ電線に承継させないことから、会社法789条第1項第2号に該当する債権者は存在せず、同条に規定する手続きは実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における株主の差止請求、反対株主の株式買取請求および債権者の異議の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 吸収分割承継会社における株主の差止請求（会社法796条の2）

本吸収分割は、会社法796条第1項に定める略式吸収分割に該当することから、同法796条の2但書に基づき株主による差止請求は認められておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本吸収分割は、会社法797条第1項但書に該当するため、同条に規定する手続きは実施しておりません。

(3) 債権者の異議

タツタ電線は、会社法第799条第2項および第3項の定めに従い、2022年2月21日付の官報による公告および同日付の電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

別紙をご参照ください。なお、当該別紙は本吸収分割契約の別紙となります。

5. 変更登記の日（会社法施行規則第189条第5号）

2022年7月14日

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

(1) 吸収分割会社における株主総会の承認決議

タツタ立井および中国電線は、会社法第784条第2項の定めに従い、吸収分割契約について、同法第783条1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく、本吸収分割を行いました。

(2) 吸収分割承継会社における株主総会の承認決議

タツタ電線は、会社法第796条第1項の定めに従い、吸収分割契約について、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく、本吸収分割を行いました。

以上

承継権利義務明細表

1. 資産

本件吸収分割によって甲から乙へ承継する甲の本件対象事業に関する資産は、甲の2021年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの変動を加減した、次に記載する本件対象事業に関する資産とする。

(1) 流動資産

① 棚卸資産

2. 債務

本件吸収分割において、甲の本件対象事業に属する債務（本件効力発生日以前の原因に基づく債務を含む。ただし、第4項に定める対象契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務に関する債務は、第4項の定めによる。）は乙に承継されないものとする。

3. 雇用契約

本件効力発生日において本件対象事業に従事する甲の従業員（嘱託および臨時員を含み、かつ、主として従事する従業員に限られない。以下同じ）との労働契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務は本件吸収分割によって乙に承継されないものとし、甲は本件効力発生日において本件対象事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件対象事業に従事させるものとする。ただし、本件対象事業に主として従事する従業員のうち、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律に基づき乙に承継されないことについて異議の申出を行なった従業員との労働契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務は本件吸収分割によって乙に承継されるものとする。

4. 契約（雇用契約を除く）

本件効力発生日において本件対象事業に属する契約（これらの契約に付随する契約を含むが、雇用契約を除き、以下「対象契約」という）の契約上の地位および対象契約に基づきまたは付随して発生した権利義務は乙に承継するものとする。なお、本件効力発生日以前の原因に基づく義務ないし債務についても乙に承継されるものとする。

なお、具体的な対象契約については、甲、乙間で別途定めるものとする。

5. その他

本件吸収分割の対象となる権利義務の詳細については、2021年3月31日時点での貸借対照表その他同時点での計算を基礎として、これに本件効力発生日の前日までの変動を加減して確定する。